

高速炉炉心及び構造材料の特性評価試験に係る労働者派遣契約

仕様書

## 高速炉炉心及び構造材料の特性評価試験に係る労働者派遣契約 仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、原子力機構大洗原子力工学研究所燃料材料開発部集合体試験課が実施する高速炉炉心及び構造材料の特性評価試験に従事する労働者の派遣について定めたものである。本件は、経済産業省からの受託事業「令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」にて実施する。

### 2. 業務内容

- (1) 高速炉炉心及び構造材料の特性評価試験実施管理業務
  - ① 事業目的に基づく照射材料試験施設における試験内容策定補助作業
  - ② 照射材料試験施設における試験実施に係る工程管理・調整作業
  - ③ 事業実施に係る試験計画等の書類作成・管理作業
- (2) 高速炉炉心及び構造材料の強度試験、硬さ試験、金相観察、物性試験及びその準備、関連する試験機器及びそれらの付属設備の運転管理、並びに廃棄物処理に係る業務  
(放射化試料の取扱い、ホット試験装置及び関連設備の改造、運転、保守に関して専門的な技術及び経験を必要とする業務)
  - ① 試験及びその準備作業
    - ・ 強度試験(コールド材及び照射材の試験、マニプレータを用いた電気炉操作等を含む)
    - ・ 硬さ試験(コールド材及び照射材の試験、マニプレータを用いた試料調製等を含む)
    - ・ 金相観察(コールド材及び照射材の観察、セル内のペリスコープ及び各種光学顕微鏡を用いた形状測定等を含む)
    - ・ 物性試験(コールド材及び照射材の密度測定、レーザー寸法測定、超高温加熱試験等を含む)
  - ② 上記①に係る試験データの整理作業
  - ③ 上記①に係る試験試料の整理作業
  - ④ 上記①に係る機器及び付属設備の整備及び点検作業
  - ⑤ 上記①に係る廃棄物の整理及び搬出準備作業
- (3) 高速炉炉心及び構造材料に関する試験データの整理、再評価及び解析に係る業務  
次に係る取得済試験データについての、データ整理、再評価及び解析作業（材料の強度試験、及び金相観察に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務）
  - ① 引張試験
  - ② 硬さ試験
  - ③ 金相観察
  - ④ クリープ試験
- (4) 付随的業務
  - ① 派遣労働者の就業場所において共通業務として実施される作業場所の安全衛生維持・緊急時対応・設備点検助勢に係る業務
  - ② 上記、密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

### 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。

- ① Microsoft Word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel について、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うことができる。
- ② Microsoft Edge により Web ページの閲覧が出来る。また、試験や設備に関する Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる。
- ③ Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

(2) 技術的要件

放射化試料の取扱いに 1 年以上の経験を有していること。

- ・ ホット試験装置及び関連設備の改造、運転、保守に 1 年以上の経験を有すること。
- ・ 放射化試料を用いたセル内での引張試験、硬さ試験、及び金相観察の業務経験を有すること。
- ・ 放射化試料のキャスクを用いた移動、及びセルからのバッギアウトの業務経験を有すること。
- ・ 危険物、有機溶剤、電気取扱いに関する知識を有すること。
- ・ 以下の資格(上位資格含む)を保有していること(各 2 名以上)
  - 危険物取扱者（乙種 4 類）
  - 有機溶剤作業主任者
  - 電気（低圧）取扱特別教育
  - 玉掛け技能講習
  - クレーン運転士

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・ 特定の専門知識や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ・ 個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I ・ II 施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所  
燃料材料開発部 集合体試験課

5. 就業場所

(住所) 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部

- ・ 照射材料試験施設(MMF) 及び第 2 照射材料試験施設(MMF-2) の  
管理区域及び非管理区域

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課長  
TEL : 029-267-1919 (内線 : 803-55510)

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。  
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。  
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8時30分から17時まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

ただし、当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。  
就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。  
機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。  
なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 運営管理部 労務課副主幹

11. 派遣人員

4名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕

(7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法

律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 派遣元会社は、派遣労働者に対し、日本原子力研究開発機構の情報セキュリティに関する規則等を遵守させる措置を講ずること。
- (3) 派遣元会社の派遣労働者が本仕様書の定める業務従事中に行った職務に属する発明、考案、創作または著作(プログラムを含む)、その他すべての知的財産は、日本原子力研究開発機構の知的財産取扱規程(17(規程)第72号)等の規則に従うものとし、「知的財産権特約条項」を適用する。
- (4) 本業務の実施にあたって、派遣元会社は派遣労働者に対し、次に掲げる日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所内規則等を遵守させるものとする。また、必要な保安教育、保安訓練及び品質マネジメントシステム活動へ参加させるものとする。
  - ・大洗原子力工学研究所少量核燃料物質使用施設等保安規則
  - ・大洗原子力工学研究所 放射線障害予防規程(水使第28号)
  - ・その他、大洗原子力工学研究所 所内規程等
- (5) 原子力規制委員会規則第一号(平成31年3月1日)に基づき、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出(原子力規制委員会告示第一号(平成31年3月1日))に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む)、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。  
※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類(原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要(不合格となった場合を除く)

以上